

事務連絡

平成12年6月1日

各都道府県・指定都市・中核市

老人保健福祉（老人クラブ）担当 御中

厚生省老人保健福祉局振興課生きがい係

介護予防・生活支援事業実施要綱の一部訂正について

介護予防・生活支援事業実施要綱（以下、「要綱」という。）につきましては平成12年5月1日付け老発第475号により先日既に送付したところですが、要綱中の3.老人クラブ活動等事業の別添「老人クラブ活動等事業運営要綱」に、下記の訂正箇所がありましたので該当部分を送付いたします。

記

1 別添「老人クラブ活動等事業運営要綱」の第2 実施主体について

（誤） 第3の（1）の事業は市町村老連、同（2）の事業は・・・とする。

（正） 第3の（1）の事業は老人クラブまたは市町村老連、同（2）の事業は・・・とする。

2 別添「老人クラブ活動等事業運営要綱」の第3 事業について

（誤） （3）その他、高齢者の・・・社会参加の促進を目的とする等、老人クラブが行う・・・事業

（正） （3）その他、高齢者の・・・社会参加の促進を目的とする等、市町村老連または都道府県・指定都市老連が行う・・・事業

(別添)

老人クラブ活動等事業運営要綱（介護予防・生活支援事業）

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、個々の「老人クラブ」を基礎組織として、市町村（特別区を含む。以下同じ。）ごとに「市町村老人クラブ連合会」（以下、「市町村老連」という。）、都道府県・指定都市ごとに「都道府県・指定都市老人クラブ連合会」（以下、「都道府県・指定都市老連」という。）、さらに中央に「全国老人クラブ連合会」を組織して、高齢者の生きがいと健康づくりに資する活動・事業を推進しており、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に寄与するものとして、その活動・事業の育成を図ってきたところである。

今般の介護保険制度の導入に伴い、高齢者を主体とする介護予防と相互の生活支援という観点から、その活動及び役割が今後ますます期待されているところである。

このため、今後の老人クラブ活動等事業については、次によりその実施及び推進をはかることとしたので、本事業の適正かつ円滑な運営に十分配意されたい。

第1 組織について

（1）老人クラブ

ア 会員

（ア）年齢は60歳以上とする。

ただし、老後の社会活動の円滑な展開に資するため、60歳未満の加入を妨げないものとする。

（イ）クラブ活動が円滑に行える程度の同一小地域に居住する者とする。

ただし、当該小地域を越える区域における活動形態別の組織化を妨げないものとする。

イ 会員の規模

おおむね50人以上とする。

ただし、山村、離島などの地理的条件、その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

ウ 役員

会員の互選による代表者1人を置くとともに、必要に応じて役員を置くことができるものとする。

(2) 市町村老連

ア 組織の構成

市町村の地域を範囲として、当該地域内の老人クラブによって組織するものとする。

イ 役員

代表者としての会長及びこれを補佐する副会長その他必要な役員を置くものとする。

なお、役員の選考に当たっては、年齢、男女別を問わず、適任者の専任に努めなければならない。

また、役員のほかに、適任者による活動別リーダーを置くものとする。

ウ 組織の運営

事務局については自主的に設置運営するよう努めるものとする。

また、目的を達成するために必要に応じて、委員会を設置するものとする。

(3) 都道府県・指定都市老連

ア 組織の構成

都道府県・指定都市の地域を範囲として、当該地域内の市町村老連、老人クラブによって組織するものとする。

イ 役員及び組織の運営

(2) のイ及びウに準じるものとする。

第2 実施主体について

第3の(1)の事業は老人クラブまたは市町村老連、同(2)の事業は都道府県・指定都市老連、同(3)の事業は市町村老連または都道府県・指定都市老連とする。

第3 事業について

(1) 老人クラブ等事業

老人クラブにおける、高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動や、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動、並びに、市町村老連

における、老人クラブ及び都道府県・指定都市老連と連携した、調査研究、啓発広報活動、生きがいと健康づくりに資する事業、催物、研修などの各種事業

(2) 老人クラブ等活動推進事業

都道府県・指定都市老連における、老人クラブ等活動推進員の設置、高齢者の社会参加を促進するための企画立案、その他生きがいと健康づくりに資する各種事業

(3) その他、高齢者の生きがいと健康づくりに資するとともに社会参加の促進を目的とする等、市町村老連または都道府県・指定都市老連が行う事業として適當と認められる事業

第4 その他

収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならぬ。